

会社法第801条第1項に定める事後備置書類
(吸収合併に係る事後開示事項)

令和 3年 3月 31日

神奈川県平塚市桜ヶ丘 1番 35号
平安レイサービス株式会社
代表取締役 相馬秀行

平安レイサービス株式会社(以下「当社」といいます。)および株式会社シンエイ・クリエート・サービス (以下「シンエイ社」といいます。)は、令和 3 年 3 月 31 日を効力発生日として、シンエイ社の権利義務の一切を当社に承継させる吸収合併(以下「本件合併」といいます。)を行いました。

本件合併に関して会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条により開示すべき事項は、次のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日(会社法施行規則第 200 条第 1 号)
令和 3 年 3 月 31 日
2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第 200 条第 2 号)
 - (1) 会社法第 784 条の 2(吸収合併をやめることの請求)の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過
 - ア 会社法第 785 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過
該当事項はありません。
 - イ 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過
該当事項はありません。
 - ウ 会社法第 789 条(債権者の異議)の規定による手続の経過
シンエイ社は、会社法第 789 条第 2 項に従い、令和 3 年 2 月 25 日に官報において債権者に対する公告を行い、知れている債権者に各別に催告をしましたが、会社法第 789 条第 1 項の規定に従いシンエイ社に対して異議を述べた債権者はいませんでした。
3. 吸収合併存続株式会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第 200 条第 3 号)
 - (1) 会社法第 796 条の 2(吸収合併をやめることの請求)の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 796 条の 2 の規定により本件合併の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

ア 会社法第 797 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過

当社は、会社法第 797 条第 4 項の規定に基づき、令和 3 年 2 月 25 日に当社の株主に対して公告を行いました。なお、当社においては、本件合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、当社の株主による株式の買取請求はありません。

イ 会社法第 799 条(債権者の異議)の規定における手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項ならびに定款第 5 条（公告方法についての定め）に従い、令和 3 年 3 月 25 日に官報および電子公告

(<https://heian-group.co.jp/wp-content/uploads/2021/02/ir-koukoku3.pdf>)

において債権者に対する公告を行いましたが、会社法第 799 条第 1 項の規定に従い当社に対して異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は、本件合併の効力発生日である令和 3 年 3 月 31 日をもって、シンエイ社の権利義務の一切を承継いたしました。当社がシンエイ社から承継した資産の額は 323 百万円（概算値）、負債の額は 9 百万円（概算値）です。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面(会社法施行規則第 200 条第 5 号)

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日(会社法施行規則第 200 条第 6 号)

令和3年4月1日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項(会社法施行規則第 200 条第 7 号)

該当事項はありません。

以 上

吸収合併に係る事前開示書面
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

令和 3 年 2 月 8 日

神奈川県平塚市桜ヶ丘 1 番 35 号
平安レイサービス株式会社
代表取締役 相馬秀行

当社は、令和 3 年 2 月 8 日付で当社と株式会社シンエイ・クリエート・サービス（以下、「シンエイ社」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、令和 3 年 3 月 31 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、シンエイ社を消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収合併に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約書

令和 3 年 2 月 8 日付で当社とシンエイ社が締結した吸収合併契約書は、別添 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

当社はシンエイ社の完全親会社であるため、本件吸収合併では、会社法第 749 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項は定めておりません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項

シンエイ社は新株予約権を発行しておりません。

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

シンエイ社の最終事業年度（令和 1 年 10 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日）に係る計算書類等は、別添 2 のとおりです。

なお、令和3年3月30日付けで当社はシンエイ社に対して有する貸付金債権の全額を放棄いたします。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以 上



合併契約書

平安レイサービス株式会社（本店所在地：神奈川県平塚市桜ヶ丘1番35号、以下「甲」という。）と株式会社シンエイ・クリエート・サービス（本店所在地：神奈川県平塚市桜ヶ丘1番35号、以下「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（存続会社及び消滅会社）

甲と乙は、甲を合併存続会社、乙を合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

第2条（定款の変更）

甲は、本合併により、その定款を変更しない。

第3条（無対価合併）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して普通株式その他の株式を割当交付せず、乙の株式は、効力発生日に消滅することとする。

第4条（増加すべき資本金及び準備金等）

本件は無対価合併であるので、本合併により甲の資本金等は増加しない。

第5条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は令和3年3月31日とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第6条（会社財産の引継ぎ）

- 1 乙は、令和3年2月28日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を反映した一切の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を、本合併の効力発生日に甲に引き継ぐ。
- 2 乙は、第1項記載の貸借対照表作成日の翌日から効力発生日の前日までの資産及び負債の変動を、計算書を作成して甲に報告する。

第7条（従業員）

甲は、第5条の効力発生日における乙の従業員を承継する。なお、勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議して決定する。

第8条（合併承認）

- 1 甲及び乙は、本合併は、甲にとって簡易合併、乙にとって略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。
- 2 甲は、令和3年2月8日までに、取締役会（以下「合併承認取締役会」という。）を開催し、本契約書の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求める。乙は、同日までに、取締役が本契約書の承認及び本合併に必要な事項を決定する。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行う。

第10条（条件の変更、解除）

甲又は乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでに、甲又は乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたとき、又は隠れたる重大な瑕疵があったことが発覚したときは、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第8条に定める甲の合併承認取締役会の承認及び乙の取締役の決定又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条（合意管轄裁判所）

各当事者は、本契約に関する一切の紛争につき、横浜地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第13条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき、
甲及び乙は、誠意をもって協議し速やかに解決をはかるものとする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保管し、
その写しを乙が保有する。

令和3年2月8日

甲：神奈川県平塚市桜ヶ丘1番35号
平安レイサービス株式会社
代表取締役社長 相馬 秀行



乙：神奈川県平塚市桜ヶ丘1番35号
株式会社シンエイ・クリエート・サービス
代表取締役社長 土屋 浩彦



決 算 報 告 書

(第 30 期)

自 令和 元 年 10 月 1 日
至 令和 2 年 9 月 30 日

株式会社 シンエイ・クリエート・サービス

神奈川県平塚市桜ヶ丘 1-35

貸借対照表

株式会社 シンエイ・クリエート・サービス

令和 2年 9月30日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 41,361,917】	【流 動 負 債】	【 5,622,601】
現 金 ・ 預 金	39,535,238	未 払 金	1,752,551
売 掛 金	1,698,000	未 払 法 人 税 等	2,681,300
仮 払 金	120,579	前 受 金	880,000
立 替 金	8,100	仮 受 金	308,750
【固 定 資 産】	【 285,299,306】	【固 定 負 債】	【 231,408,664】
(有 形 固 定 資 産)	(284,342,906)	長 期 借 入 金	226,608,664
建 物	67,726,947	預 り 敷 金	4,800,000
建 物 附 属 設 備	19,219,028	負 債 合 計	237,031,265
構 築 物	90,931	純 資 産 の 部	
土 地	197,306,000		
(無 形 固 定 資 産)	(906,400)	【株 主 資 本】	【 89,629,958】
電 話 加 入 権	906,400	資 本 金	30,000,000
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(50,000)	(利 益 剰 余 金)	(59,629,958)
出 資 金	50,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	59,629,958
		繰 越 利 益 剰 余 金	59,629,958
		純 資 産 合 計	89,629,958
資 産 合 計	326,661,223	負 債 ・ 純 資 産 合 計	326,661,223

損益計算書

株式会社 シンエイ・クリエート・サービス

自 令和元年10月 1日

至 令和 2年 9月30日

単位：円

科 目		金 額	
【売 上 高】			
売 上 高		88,985,022	
そ の 他 売 上		713,122	
電 話 料		565	
家 賃 収 入		800,000	90,498,709
	売 上 総 利 益 金 額		90,498,709
【販売費及び一般管理費】			88,373,577
	営 業 利 益 金 額		2,125,132
【営 業 外 収 益】			
受 取 利 息		114	
受 取 配 当 金		900	
雑 収 入		41,054,497	41,055,511
【営 業 外 費 用】			
支 払 利 息			3,569,283
	経 常 利 益 金 額		39,611,360
【特 別 損 失】			
固 定 資 産 売 却 損		595,854	
固 定 資 産 廃 棄 損		28,660,673	29,256,527
	税引前当期純利益金額		10,354,833
	法人税、住民税及び事業税		3,595,800
	当 期 純 利 益 金 額		6,759,033

販売費及び一般管理費

株式会社 シンエイ・クリエート・サービス

自 令和元年10月 1日

至 令和 2年 9月30日

単位：円

科 目		金 額	
給 与 手 当		2,940,040	
雑 給		11,434,735	
賞 与		246,000	
退 職 金		3,240,000	
法 定 福 利 費		469,974	
福 利 厚 生 費		32,792	
旅 費 交 通 費		473,010	
通 信 費		694,707	
減 価 償 却 費		8,653,426	
賃 借 料		17,603,100	
保 険 料		486,260	
修 繕 費		2,087,102	
水 道 光 熱 費		7,935,205	
消 耗 品 費		837,139	
租 税 公 課		2,516,720	
事 務 用 品 費		56,632	
広 告 宣 伝 費		482,296	
支 払 手 数 料		8,206,594	
販 売 促 進 費		893,828	
諸 会 費		27,500	
衛 生 費		6,124,441	
管 理 費		373,800	
清 掃 費		11,569,734	
雑 費		988,542	
	合 計		88,373,577

株主資本等変動計算書

株式会社 シンエイ・クリート・サービス

自 令和元年10月 1日
至 令和 2年 9月30日

単位：円

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	30,000,000	52,870,925	52,870,925	82,870,925	82,870,925
当期変動額					
当期純利益		6,759,033	6,759,033	6,759,033	6,759,033
当期変動額合計	－	6,759,033	6,759,033	6,759,033	6,759,033
当期末残高	30,000,000	59,629,958	59,629,958	89,629,958	89,629,958